

事業所 各位

健康部高齢介護課長

特定福祉用具販売・福祉用具貸与の計画書の作成について（通知）

平素は、介護保険行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記についてですが、平成24年度介護保険法改正に伴い特定福祉用具販売・福祉用具貸与にはサービス計画書作成が義務付けられています。（同法第199条の2、第214条の2）本市におきましても、適正なケアプランに基づき、サービス担当者会議等で情報共有し、特定福祉用具販売・福祉用具貸与計画をもとに販売・貸与をしていただく必要があります。

つきましては、平成26年7月1日（火）より特定福祉用具販売計画書（本人・家族に説明し同意を得て交付したもの）の複写を支給申請時に添付していただきますようご理解、ご協力を宜しくお願い致します。（介護予防についても同様の取扱いとします。）

なお、本市における介護給付費適正化事業において、介護保険保法第23条に基づきケアマネジャーに対しケアプランの点検等を実施させていただいております。平成25年度より、福祉用具貸与計画書等につきましても点検等の対象としており、作成されていない場合は算定不可とさせていただきますので宜しくお願い致します。

※福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か？「平成24年度介護報酬改定に関する関係Q&A（平成24年3月16日）問101」

指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標を達成するために具体的なサービス内容を記載」することとしている。これを踏まえ、福祉用具サービス計画には最低事項の記載が必要である。

- ① 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- ② 福祉用具が必要な理由
- ③ 福祉用具の利用目標
- ④ 具体的な福祉用具の当該機種を選定した理由
- ⑤ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

松原市健康部高齢介護課 認定係

担当 : 木村

電話 : 072-334-1550

Fax : 072-337-3052

E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp